

New York
Menlo Park
Washington DC
London
Paris

Madrid
Tokyo
Beijing
Hong Kong

Davis Polk

Davis Polk & Wardwell LLP (03) 5561 4421 tel
Izumi Garden Tower 33F (03) 5561 4425 fax
1-6-1 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-6033

MEMORANDUM

日付: 2010年9月7日
送信先: 関係者各位
件名: SECによるプロキシ・アクセス・ルールの採択(参考和訳)

予想されていたとおり、8月25日にSECは、全ての米国の公開会社に適用のあるプロキシ・アクセスに関する義務的なルールを採択しました。新ルールの下では、ある会社の議決権付株式の3%以上を3年間以上保有している株主又は株主集団は、当該会社の委任状勧誘資料(proxy materials)を用いて、取締役総数の4分の1までを指名する権利を有することとなります。新ルール14a-11は、連邦公報(Federal Register)において公表(間もなく行われると予想されています)されてから60日後に効力発生する予定であり、ほとんどの会社の2011年委任状勧誘シーズンにプロキシ・アクセスを利用可能にするというシャピロ委員長の約束が果たされることとなります。

対象範囲

同ルールは、証券取引所法に基づく全ての報告会社(投資会社法に基づき登録している会社を含みます)に適用されます。同ルールは、海外民間発行体又は債券の登録を行ったことを唯一の理由として報告要件の対象となっている会社には適用されません。小規模の報告会社に対する同ルールの適用は、3年間猶予されます。会社は、ルール14a-11の適用から外れること(opt out)はできません。

持分及び保有期間の要件

昨年のSEC提案(保有期間1年間及び時価総額に応じて1~5%の範囲となる持分要件)からの大きな変更点は、持分要件が3%かつ保有期間が3年間という単一の基準が、全ての会社に適用されるというものです。株主又は株主集団は、議決権行使の段階まで要件とされる持分水準を保有していなければならず、借株は持分に算入することができません。ただし、他者に貸与した株式は、貸し手がこれらの株式の返還を求めることができる限りにおいて算入することができます。

「支配」目的でないことの証明

同ルールを利用する株主又は株主集団は、支配権の変更を生じさせる、又は同ルールによって許容されている数を超える取締役のポストを獲得する意図を有していないことを認証しなければなりません。

取締役候補者数の制限

会社は、その委任状勧誘資料において、その取締役会の 25%超を占める取締役候補者について記載を義務付けられることはないと思われまふ。会社が 25%の上限を超える対立する候補者指名を受けた場合、対立する候補者指名を先着順で配分するという先の SEC 提案からの変更点として、議決権付証券の持分比率が最も高い株主又は株主集団が優先されることがあります。

候補者の適格性

候補者は、候補者として指名されるためには、該当する国法証券取引所又は協会による客観的な独立性基準を満たしていなければなりません。しかしながら、指名する株主と指名される候補者との間の関係には、いかなる制限もありません。

開示及び記述に対する法的責任

新たなスケジュール 14N において、指名される株主候補者と指名を行う株主との関係性について、一定の開示を行わなければなりません。指名を行う株主は、会社に対して提供するいかなる虚偽又は誤解を招く開示に対しても法的責任を負いますが、会社は当該株主によって提供され、会社の委任状勧誘資料に記載されるいかなる情報についても責任を負いません。これは、会社が当該開示について虚偽又は誤解を招くものであると「知っている、又は知るべき理由を有している」何らかの資料について法的責任を負うとした先の SEC 提案から変更された点です。

効力発生

株主による指名は、会社の前年の委任状勧誘書類の郵送日の 1 年後の日付より少なくとも 120 日前までに、会社に通知される必要があります。ルール 14a-11 は、通常ルールの最終文言が発表されてから程なく公布される、連邦公報におけるルール公表の 60 日後に効力が発生します。2010 年 11 月 1 日を効力発生日と仮定した場合、ルール 14a-11 は、2010 年の委任状勧誘書類を同年 3 月 1 日以降に発送した会社に対して適用されると予想するのは合理的であると考えられます。

代替手続き

SEC は、その委任状勧誘資料に株主候補者を含めるよう手続きの策定を求める適格な株主による提案について、委任状勧誘資料への記載を企業に義務付けるよう(ただし、それらの手続きがルール 14a-11 の利用可能性を制限しない限りにおいて)、ルール 14a-8 の修正を採択しました。これには、ルール 14a-8 の現行の適格株主要件(株主提案者は、1 年間にわたり、少なくとも時価で 2,000 ドル又は会社の議決権付証券の 1%のいずれか小さい方を保有していること)が適用されます。

最終ルールの全文を含む SEC リリースについては、[こちら](#)をご参照ください。

* * * * *

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

セオドア・A・パラダイス

電話:03-5561-4430

eメール:theodore.paradise@davispolk.com

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

© 2010 Davis Polk & Wardwell LLP